

下請負業者の皆さんへ

【元請負業者】  
事業者名

当業務には、「長野県建設工事元請・下請関係適正化指導要綱」が準用されています。  
森林整備業務に従事する下請負業者の方は、一次、二次等の層次を問わず、その請け負った業務を他の事業者へ請け負わせるときは、速やかに次の手続きを実施してください。

なお、一度提出していただいた事項や書類に変更が生じたときも、遅滞なく、変更の年月日を付記して再提出しなければなりません。

① 再下請負の制限

設計図書により、再下請負は原則として禁止されています。再下請をしなければならない特段の事情があるときは、事前に発注者の承諾を得る必要があるため、書面をもって申し出てください。

② 再下請負通知書の提出

発注者の承諾があった後、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第14条の4に準じた再下請負通知書により、自社の入札参加資格や専門技術者の選任状況及び再下請負契約がある場合はその状況を、直近上位の注文者を通じて元請負業者に報告されるようお願いします。

一次下請負業者の方は、後次の下請負業者から提出される再下請負通知を取りまとめ、下請負業者編成表とともに提出してください。

③ 再下請負業者に対する通知

他に再下請負を行わせる場合は、この書面を複写し交付して、もし更に他の者に工事を請け負わせたいときは、「再下請負の制限があること」、「再下請負通知書」を提出するとともに、関係する後次の下請負業者に対してこの書面の写しの交付が必要である旨を伝えなければなりません。

なお、当工事の概要は次のとおりですが、不明の点は下記の担当者に照会ください。

元請者名			
発注者名	Tel		
工事名			
監督員名 (元請負者)	権限及び意見 申出方法		
提出先	Tel		
現場代理人	専門技術者		

(添付書類) 発注者に提出した下請負人通知書の写し